

神奈川県警備業協会川崎支部と災害時における警備業務の実施に関する協定を締結しました

川崎市と一般社団法人神奈川県警備業協会川崎支部は、避難所等における安全を確保するため、巡回警備や車両の誘導・整理など、災害時における警備業務の実施に関する協定を新たに締結しましたので、お知らせします。

1 協定締結先

- 名 称 一般社団法人神奈川県警備業協会川崎支部
- 所在地 川崎市幸区大宮町 1 4 - 4 尊昌ビル 5 階

2 締結日

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）

3 内 容

- （1）避難所における巡回警備並びに車両の誘導及び整理
- （2）地域内輸送拠点等における巡回警備並びに物資の搬入・搬出車両の誘導及び整理
- （3）災害廃棄物の仮置場等における巡回警備並びに災害廃棄物の搬入・搬出車両の誘導及び整理
- （4）その他、甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項
（要請による業務に要した経費は、原則、川崎市が負担します。）

4 協定書

別添のとおり

協定締結式の様子



写真左：深谷支部長、福田市長

問合せ

川崎市危機管理本部危機管理部 飯田
電話 044-200-0561

災害時における警備業務の実施に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県警備業協会川崎支部（以下「乙」という。）は、災害時における警備業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲からの要請に基づき、警備業務を乙が適切に実施することで、避難所等の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生した際、甲が避難所等における安全確保のため必要と認めるとき、乙に対し、警備業務の実施を要請できるものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定の対象となる警備業務は、警備業法（昭和 47 年法律第 2 号）第 2 条第 1 項で定める警備業務のうち、次のとおりとする。

- （1）避難所における巡回警備並びに車両の誘導及び整理
- （2）地域内輸送拠点等における巡回警備並びに物資の搬入・搬出車両の誘導及び整理
- （3）災害廃棄物の仮置場等における巡回警備並びに災害廃棄物の搬入・搬出車両の誘導及び整理
- （4）その他、甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

（要請の手続）

第4条 甲は、第2条に基づき、乙に対し、警備業務の実施を要請するときは、次の各号の項目を定めたうえで、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び警備業務の内容
- （2）警備業務を実施する期間
- （3）警備業務を実施する場所

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り、甲に協力するものとし、乙が警備業務を実施する場合は、速やかに次の各号の項目を文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- （1）実施できる警備業務の内容
- （2）警備業務を実施できる期間

(3) 警備業務を実施できる場所

(4) 警備業務を行う人数

(5) 警備業務を実施する乙の現場指揮者の氏名及び連絡先

3 甲及び乙は、第1項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 本協定に基づき、乙が警備業務を実施するのに要した費用は、原則、甲が負担する。

2 前項に基づき甲が負担する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、国土交通省の公共工事設計労務単価及び被災地における特殊事情によって生じる必要経費等の災害時の事情を踏まえ、甲及び乙が協議して決定する。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく警備業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(出動警備員に対する補償)

第8条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選定した場合は、相互に通知するとともに、担当部署及び連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に通知するものとする。

(協議)

第 11 条 本協定の実施に関し、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 12 条 本協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名又は押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

甲 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市幸区大宮町 14-4 尊昌ビル 5F
一般社団法人神奈川県警備業協会川崎支部
支部長 深谷 彰宏